

## 令和5年度定期監査(9)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和5年度定期監査(9)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

令和5年12月6日から令和6年1月25日までの間において実日数4日間

##### 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和5年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

##### イ 重点事項

- (ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 児童生徒、周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

##### 対象工事

- ア 練馬区立上石神井北小学校校舎等改築工事  
練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事

- 練馬区立上石神井北小学校校舎等改築昇降機設備工事
  - 練馬区立上石神井北小学校校舎等改築電気設備工事
  - 練馬区立上石神井北小学校太陽光発電設備設置工事
  - 練馬区立上石神井北小学校校舎等改築工事監理等業務委託
  - イ 練馬区立練馬文化センター大規模改修工事
    - 練馬区立練馬文化センター大規模改修電気設備工事
    - 練馬区立練馬文化センター大規模改修機械設備工事
    - 練馬区立練馬文化センター大規模改修昇降機設備工事
    - 練馬区立練馬文化センター大規模改修工事監理等業務委託
- 対象部課
- ア 施設管理担当部施設整備課
  - イ 地域文化部文化・生涯学習課
  - ウ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

## 2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、現場の安全管理を徹底するよう関係職員に指導した。